

議案第 78 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和 3 年 2 月 16 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第  
34 号）の一部を次のように改正する。

別表市川市大和田小学校放課後保育クラブの項中「市川市大和田 1 丁目 2 番  
6 号」を「市川市大和田 1 丁目 1 番 3 号及び 2 番 6 号」に改め、同表市川市妙  
典放課後保育クラブの項の次に次のように加える。

市川市八幡放課後保育クラブ	市川市八幡 3 丁目 4 番 1 号
---------------	--------------------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表市川市大和田小  
学校放課後保育クラブの項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 理 由

待機児童の解消を図るため新たに八幡放課後保育クラブを設置するほか、  
所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。